

平成24年2月13日

登録の抹消による会員資格の喪失

社団法人日本証券投資顧問業協会

ムーンライトキャピタル株式会社（会員番号011-01131号）は、金融庁長官から金融商品取引法第52条第1項第7号の規定に基づく登録取消処分を受け、同法第55条第1項の規定に基づき登録の抹消がなされたことに伴い、平成24年2月10日をもって、定款第12条第1項第2号及び入会・退会・届出等に関する規則第11条の規定により、会員資格を喪失しました。

以上